

大分県母子・父子福祉センターの休業日及び利用時間の見直しについて

1 見直しの経緯

大分県母子・父子福祉センター（以下、「センター」という。）は、県から指定管理を受けた一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会が管理運営をしています。

現在の利用時間及び休業日は以下のとおりです。

施設	利用時間	休業日
相談室	午前8時30分から午後6時まで	土曜日
保育室	ただし、日曜日及び月曜日は、午前8時30分から午後5時まで	国民の祝日 1月2日及び同月3日並びに 12月29日から同月31日まで
研修室	午前9時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び
会議室	ただし、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前9時から午後5時まで	12月29日から同月31日まで
第一和室		
第二和室		

2 現状と課題

- (1) 母子家庭等就業・自立支援センター支援員を含めた相談員3人が対応にあたっていますが、勤務の関係で少人数での対応とならざるを得ない場合が生じています。
- (2) 開所している日曜日と、開所日の10時までの利用が極端に少ない状況にあります。
- (3) センターのホームページに設置しているチャットボットによる24時間相談が増加しており、市に配置された母子・父子自立支援員への相談も可能です。

（参考）市母子・父子自立支援員 相談指導件数 R4:8,009件、R5:7,465件、R6:6,722件

チャットボット相談件数 R4:4,794件、R5:5,287件、R6:5,824件

- (4) 九州の4県（長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）が週2日を休業としています。

3 今回の見直し内容

- (1) センターの相談件数が最も少ない日曜日を休業日に追加します。
- (2) 利用時間を午前10時から午後6時に変更します。
ただし、月曜日は午前10時から午後5時とします。

【現行】

施設	利用時間	休業日
相談室	午前8時30分から午後6時まで	土曜日
保育室	ただし、日曜日及び月曜日は、午前8時30分から 午後5時まで	国民の祝日 1月2日及び同月3日並びに 12月29日から同月31日まで
研修室	午前9時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び
会議室	ただし、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法	12月29日から同月31日まで

第一和室	律に規定する休日は、午前9時から午後5時まで	
第二和室		

【見直し後】

施設	利用時間	休業日
相談室	<u>午前10時から午後6時まで</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
保育室	<u>ただし、月曜日は、午前10時から午後5時まで</u>	国民の祝日 1月2日及び同月3日並びに 12月29日から同月31日まで
研修室	午前9時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで
会議室		
第一和室	律に規定する休日は、午前9時から午後5時まで	
第二和室		